

## 令和4年白老町議会定例会9月会議会議録（第5号）

令和4年9月16日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時45分

### ○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について  
(令和4年度白老町一般会計補正予算（第5号）)
- 第 4 議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第 2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 7号 白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定について
- 第12 議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について
- 第15 報告第 9号 教育行政事業執行状況報告書（令和3年度対象）の提出について
- 第16 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
- 認定第 1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- (1) 令和3年度白老町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について

- 認定第 3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について  
認定第 4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について  
報告第 2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について  
報告第 3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について  
報告第 4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について  
報告第 5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第17 承認第 1号 議員の派遣承認について  
第18 意見書案第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書  
(案)  
第19 意見書案第8号 急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書  
(案)  
第20 意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 (案)  
第21 常任委員会所管事務調査の報告について  
(総務文教常任委員会)  
(産業厚生常任委員会)  
(広報広聴常任委員会)  
第22 諸般の報告  
(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)  
第23 休会について

---

#### ○会議に付した事件

- 報告第 1号 専決処分の報告について  
(令和4年度白老町一般会計補正予算(第5号))  
議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算(第6号)  
議案第 2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第 3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)  
議案第 4号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定について  
議案第 8号 白老町北観光商業ゾーンの指定管理者の指定について  
議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
 報告第8号 例月出納検査の結果報告について  
 報告第9号 教育行政事業執行状況報告書（令和3年度対象）の提出について  
 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）  
 認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について  
 （1）令和3年度白老町一般会計歳入歳出決算  
 （2）令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
 （3）令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算  
 （4）令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算  
 （5）令和3年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
 （6）令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算  
 （7）令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算  
 認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について  
 認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について  
 認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について  
 報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について  
 報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について  
 報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出  
 について  
 報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について  
 承認第1号 議員の派遣承認について  
 意見書案第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）  
 意見書案第8号 急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書  
 （案）  
 意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）  
 常任委員会所管事務調査の報告について  
 （総務文教常任委員会）  
 （産業厚生常任委員会）  
 （広報広聴常任委員会）

---

○出席議員（14名）

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君  | 8番 大淵紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |

13番 氏家 裕治 君

14番 松田 謙吾 君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

6番 前田 博之 君

7番 森 哲也 君

8番 大淵 紀夫 君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田 安彦 君
副 町 長	古俣 博之 君
副 町 長	竹田 敏雄 君
教 育 長	安藤 尚志 君
総 務 課 長	高尾 利弘 君
企 画 財 政 課 長	大塩 英男 君
政 策 推 進 課 長	富川 英孝 君
産 業 経 済 課 長	工藤 智寿 君
町 民 課 長	久保 雅計 君
建 設 課 長	瀬賀 重史 君
健 康 福 祉 課 長	下河 勇生 君
高 齢 者 介 護 課 長	山本 康正 君
子 育 て 支 援 課 長	渡邊 博子 君
学 校 教 育 課 長	鈴木 徳子 君
生 涯 学 習 課 長	伊藤 信幸 君
消 防 長	後藤 悟 君
病 院 事 務 長	村上 弘光 君
代 表 監 査 委 員	野本 裕二 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長  
主 査

本 間 力 君  
八木橋 直紀 君

---

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、6番、前田博之議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いいたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。  
議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。  
議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第9号及び議案第10号の人事に係る議案2件について、古俣副町長から説明があり、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。  
委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。  
これで委員長報告は報告済みといたします。
- 

◎報告第1号 専決処分の報告について

（令和4年度白老町一般会計補正予算（第5号））

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度白老町一般会計補正予算（第5号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

- 企画財政課長（大塩英男君） 報告第1号です。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別

紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

記、第5号、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

続きまして、報1—2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和4年8月16日専決。白老町長。

令和4年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度白老町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,857万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,722万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第6号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議1—1をお開きください。議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,951万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億674万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月2日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第6号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2-1のほうをお開きください。議案第2号でございます。

令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,355万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計  
補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議3—1をお開きください。議案第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億520万5,000円、補正予定額1,288万円、計9億1,808万5,000円。

第1項医業収益、既決予定額5億6,968万4,000円、補正予定額1,288万円、計5億8,256万4,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額9億520万5,000円、補正予定額853万4,000円、計9億1,373万9,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億174万4,000円、補正予定額853万4,000円、計9億1,027万8,000円。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額1億2,215万4,000円。

第1項出資金、既決予定額6,805万4,000円。

第2項企業債、既決予定額5,410万円。

以上の款、項いずれも補正予定額ゼロ円にて、合計額に変更はございません。

第1款資本的支出、既決予定額1億2,215万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億2,215万4,000円。

款、項いずれも補正予定額ゼロ円にて、合計額に変更はございません。

令和4年9月2日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 病院の補正予算の3-4、3-5に関わりますけれども、基本的な物の考え方をお聞きしたいと思うのですけれども、4条予算のほうの収益的支出の中で医業費用の中で工事請負費、補償費が入っています。これは、多分新病院建設というか、改築に係る費用だと思うのです。これはきちんと整理をしておかないと、今後の予算の措置の仕方に誤りが出たら困りますので、これはそれぞれ3課にまたがっているのです。町立病院、政策推進課、企画財政課、それぞれの主張はあると思いますけれども、これについては最終的に理事者査定をやってこういう形に決まっていると思うのですけれども、古俣副町長に伺いますけれども、この改築に係る支出がなぜ4条予算にきて病院の負担にならなければいけないのですか。根本的には改築に係る移転補償ですよね、これがなぜ病院の収益で1,200万円の中に上げなければいけないのか。私は、これはきちんと3条予算で措置して、原因が町側ですから、原因が町側という言い方は失礼かな、町が負担するわけですよね。病院が建てるのだけれども、事業区分、費用は分かれていますよね。そうすると、これは3条予算で措置をして繰り出しすべきものではないかと思うのだけれども、なぜ4条予算で措置するようになったのか。最終的に町長ですけれども、古俣副町長は3課を入れて厳しい予算査定をしているのですけれども、その見解、もしあれだったら次回に直すとかすべきだと私は思いますけれども、このままいくとお互いにあっちだ、こっちだといって、言葉がいいか悪いかは分からないけれども、押しつけられて仕方なく出すみたいになるので、財政としてどこの科目に上げてどう処理するかという財政法上の見地からきちんと整理しておかないと駄目だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご指摘いただいた3条、4条の捉え方の部分も1つあるかと思いますが、議員がおっしゃったように、基本的な部分においては総体的に言えば改築事業全体に関わっていくということで一定限捉えることは確かなことだと、見方としては私もそういう認識を持つところでございますけれども、ただ今回上げた補正の部分につきましては、直接的な部分での改築事業そのものというところではまだない部分があることも含めてこういう予算の計上をさせていただきました。決して病院に全てを押しつけて、その経営をこれも含めてやれということではなくて、まず病院が医師の移転も含めてしっかりとした捉えを持ってもら

って、改築も一つの部分ですけれども、それに当たってほしいということも含めて今回こういう予算の補正として上げさせていただいたところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 副町長の話では、病院もそういう意識を持って当たってほしいから予算を上げたと言いましたよね。本来町が建設、土木をやる場合に、ここではっきりうたっているのです。敷地内の支障撤去工事です。それに敷地内の電線及び電話線、これはあくまでも解体をするために移っていくのですよね。そのための補償をしているのですよね。そうすると、かまどは同じか分からぬけれども、予算上からいけば、これは総体の病院の中であそこに建てて、医師住宅はなくなるわけですよね、建てませんから。そのために移転していくのです。あそこはきれいになるわけです。一連の新病院改築事業に入ってくるのです。それを分けてきちんと整理をしないと、病院に意識してもらいたいから予算にのせるという話にならないのです。予算措置上どっちが負担して、どう出すのが適正なのかということで議論してもらわないと、お互いの意識の持ち合いの感覚でこれは病院で持てという話にはならないのです。私はそういう言い方をしているのです。意識というのは分かります。だけれども、これはきちんと出ているのです。原因がはっきりしているのです。

それ以上は言わないけれども、役場庁舎の問題が出てきたときに今みたいな話にならないでしょう。きちんと整理されるでしょう。区分、誰が持たなければいけないということ。そこははっきりしているのです。この部分は意識の問題があるからと、10月から地域包括ケアといって1,200万円も予算を上げているのです。その分これだけ食われるのです。結果的に最終的に今年の予算内で収めるみたいだけれども、決算見込みを見たらそういう答弁だけれども、行く行くはそういう部分も出てくる可能性があるのです。私は副町長が答弁されたことを否定するわけではないのだけれども、そうではなくて予算処理上きちんと整理すべきだと私は言っているのです。財政出動のやつも見てきたけれども、それは企業会計と一般会計はそれぞれ違うのですから、そうすればきちんと分けなければいけないと。今みたいにお互いのあうんの呼吸で、おまえだろうというのではないのだということを言いたいのです。もう一回、失礼な言い方か分からないけれども、持ち帰って十分財政見地上から議論してみてください。それで、好ましくなかったら出すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） さきにも言ったように、捉え方としては議員のおっしゃる部分というのは非常に分かるというか、認識を私もしたいと思うのですけれども、あくまでも今本體工事の始まる事前工事というか、そういう部分の中でまず病院会計としてのありようについてここで押さえたいということ、それが主な理由としてここに上げたことでございます。ですから、今後病院会計の始末の仕方といいますか、その辺の在り方について、必要であるならばこの部分について一般会計からの繰り出しということも含めて考えていかなければならないということは十分受け止めて、今後のことについてはそういうことも含めて考えていかなければならないことだという認識はさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私は、考えていかなければではなくて、これは原因がはっきりしているのです。そういう部分を病院会計3条予算で持つものは持つ、一般会計で処理しなければいけない部分、繰り出ししたりして、そういうことを私は会計上、予算措置する上でどうなのですかということを聞いているのですよ、考えではなくて。だから、もう一度、考えによっては左右されます。大きいことに行く可能性だってあります。これからまだ発生してくるのですから。そういうことを3条予算と4条予算の考え方をきちんと整理をして、どうするかということをお私に言っているのです。そこをきちんと整理しないと、今の副町長の考えによっては、担当課のほうに行って私の考えが正しいからと押しつけられて、そういうことであれば困っているのです。どういう形で処理されるか分かりませんよ、内部では。だけれども、最終的には副町長が、町長だけれども、決裁しているから聞いているのです。私が言うのは、予算上、3条予算か4条予算か、どちらなのですかと。それで、原因者がはっきりしている場合は、移転補償だから、あえて言わなくても分かりますよね、そういうことをきちんと整理してくださいと言っているのです。だから、今はこのままでいいから、今後見直すのではなくて、もう一度持ち帰ってきちんと議論して、その辺きちんと整理して共通認識にしておかないと、また同じことになってくる可能性があります。そういうことを言っているだけです。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） そのことは、十分今、何回も言うように分かりました。だから、この補正の根本的なところの原因がどこから発生してきているのか、そこが会計予算上の整理の仕方の中で不具合があるということのご指摘かということで受け止めますけれども、そのことをもって今後のありようについてはここで今全てもう一回ということにはならない部分があるので、しっかりとそこは今受け止めた部分を、今後のこともあるので、会計の処理の仕方についてはしっかりと内部の中で再度協議をして考えていきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和4年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第4号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議4—1、議案第4号でございます。白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月2日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議4—5をお開きください。議案説明であります。令和4年6月17日、人事院規則19—0の一部改正が行われ、育児休業の取得回数の制限の緩和等が実施され、令和4年10月1日より施行されることから、本町においてもこれに準じて改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表につきましては朗読を省略させていただきます。

議4—4にお戻りください。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

---

白老町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要

1 改正の理由

令和4年10月1日から、国の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることなどから、町の非常勤職員と国の非常勤職員との間に権衡を失しないようにするため、白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

（1）非常勤職員の育児休業取得に係る改正

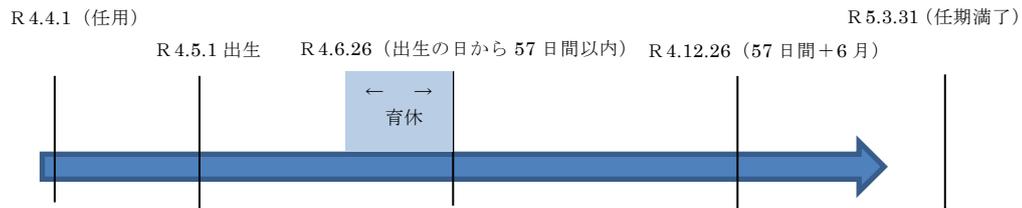
ア 子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件の緩和

「子が1歳6か月に達する日」以降に、同一任命権者において任用される可能性がある場合に取得可能なところ、「子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日」に短縮する。

(例)【現行】子が1歳6か月に達する日以降も、同一任命権者に任用される可能性がある場合に取得可



【改正後】子の誕生日から 57 日間の期間の末日から 6 月を経過する日以降も、同一任命権者に任用される可能性がある場合に取得可

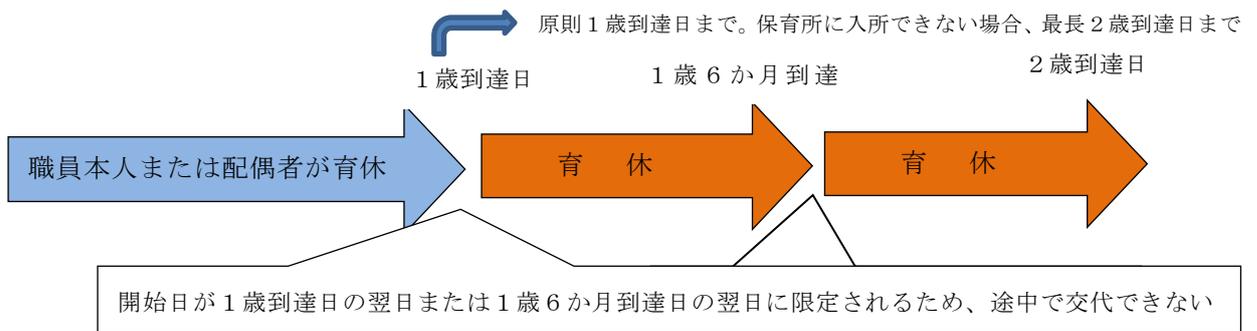


イ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

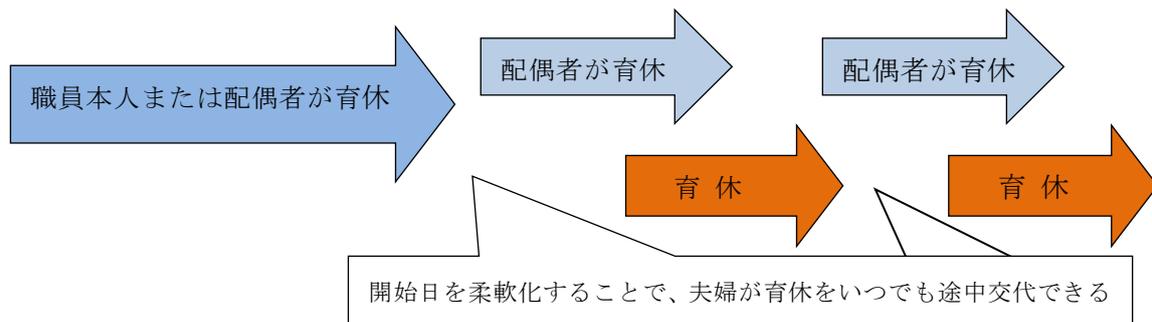
① 育児休業の対象期間の上限を子の1歳6か月到達日とする要件

子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間または1歳6か月から2歳に達する日までの期間において、各期間の初日（1歳到達日の翌日または1歳6か月到達日の翌日）からしか取得できなかったところ、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前を育児休業開始日にできることとし、各期間途中で夫婦交代での取得も可能とする。

【現行】各期間の初日でしか夫婦交代できない



【改正後】各期間の途中で夫婦交代が可能



② 再度の育児休業を取得する場合の育児休業等計画書の申出の改正

【現行】育児休業の取得回数は、同一の子について原則として1回としているが、育児休業の承認の請求の際、育児休業により子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出て、この育児休業の終了後3月以上の期間を経過すれば、再度の育児休業を取得することができる。

【改正後】育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書の仕組みは削除する。

(2) その他

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う必要な規定の整理を行う。

3 施行日

令和4年10月1日

(参考) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正内容(令和4年10月1日施行)

① 育児休業の取得回数の改正

【現行】① 育児休業の取得回数は原則1回

出生

出生後8週間以内の育休(産後パパ育休)

② ①に加え、子の出生後8週間以内に1回取得可

出生後8週間

3歳

育休

【改正後】① 育児休業の取得回数は原則2回まで

② ①に加え、子の出生後8週間以内に2回まで取得可

出生

出生後8週間以内の育休

出生後8週間以内の育休

出生後8週間

育休①

育休②

出生時・退院時

里帰りから戻るとき

配偶者の職場復帰時

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番(貳又聖規君) 4番、貳又です。私は、まず今回の条例の一部改正、これはとてもいいものだと評価しております。ただ、これがいかに運用されるかが重要でありますので、男性職員の皆さんが育児休業を取得し、子育てに参画する。これはとても重要なことだと考えています。これはまた別の場面で議論させていただきますが、今回1点だけ確認です。現時点で育児休業の取得の対象者数です。男女、この内訳等を分かれば教えていただきたいと思います。

○議長(松田謙吾君) 高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 対象者数というか、3歳児まで育児休業を取れるということで、3歳児までのお子さんがある人数ということになると今直接数としては、申し訳ありません、

押さえてはいないのですけれども、現在育児休業を取っている方は2名ほどいるというような状況になってございます。これは女性ですけれども。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第5号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議案第5号についてご説明をさせていただきます。

議5-1をお開き願います。議案第5号です。白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月2日提出。白老町長。

条文の朗読は省略させていただきます。

次に、議5-4をお開きください。議案説明です。住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が制定され、長期優良住宅の認定対象が拡大し、及び登録住宅性能評価機関の活用による認定手続の変更に伴い、その一部を所管行政庁である白老町が行うこととされたことから、当該認定に係る手数料を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものである。手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠し、定めている。

続きまして、議5—3ページをお開き願います。附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号 白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第6号 白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議6—1をお開きください。議案第6号でございます。白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月2日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議6—2をお開きください。議案説明でございます。令和2年に策定した2020経営改善計画において、町立病院では将来の入院需要を鑑み、急性期医療を経過した患者や在宅等で療養している患者の受入れを行い、在宅復帰支援への一助を果たす地域包括ケア病床の運営を目標としております。そのため、地域包括ケア病床の運営要件を満たすべく、現在の病院施設から検討した結果、一般病床合計10床をリハビリテーション室に転換しなければならないことから、本条例の一部を改正するものである。

議6—1にお戻りください。附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(経営の基本) 第2条 略 2及び3 略 4 病床数は、一般病床58床とする。	(経営の基本) 第2条 略 2及び3 略 4 病床数は、一般病床48床とする。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第7号 白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7—1、議案第7号でございます。白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定について。

白老町役場出張所条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月2日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議7-2をお開きください。議案説明でございます。役場出張所利用者が減少し、町内4郵便局において行政事務の包括委託業務やコンビニ納付、クレジットカード納付の開始、オンライン申請の推進等により、今後さらなる利用者数の減少が見込まれることや施設の維持管理費が増加していることに伴い、行財政改革の一環として令和5年3月31日をもって萩野、竹浦、虎杖浜の出張所を閉鎖することから、本条例を廃止するものである。

前のページ、議7-1にお戻りください。附則であります。施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町役場出張所条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号 白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第8号、白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは、議8-1をお開きください。議案第8号でございます。白老駅北観光商業ゾーンの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、白老駅北観光商業ゾーン、所在地、白老郡白老町若草町1丁目1番21号。

2、指定管理者の名称及び所在地、名称、代表者、一般社団法人白老観光協会会長、福田茂穂、所在地、白老郡白老町若草町1丁目1番21号。

3、指定の期間、令和4年12月1日から令和9年3月31日までの4年4か月間であります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 管理者の指定についてなのですけれども、実際にこれだけの事業をやっているということになりましたら、かなりの方々が雇用されていると思うのですけれども、今現在どの程度の方々が雇用されているのか、もし分かればその辺を伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 駅北観光業務の指定管理におきましては、職員が1名、それから臨時職員が2名ということになっております。また、季節によっては、指定管理の部分ではございませんけれども、ワカサギ釣りの臨時で入っていただくですとか、そういった部分ではございますが、駅北商業ゾーンの専任ということであれば正職員が1名、それから臨時職員が2名ということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 駅北の商業ゾーンの指定管理の指定ということで、このところの部分だけということになっていきますけれども、実際に観光協会というのは非常に多くの業務をされている中で、この間も事務所にちょっとお邪魔したのですけれども、非常に狭い中で多様な事業をやっているのですけれども、実際にそこで働いている人たちがここだけの業務で済んでいるのかどうなのか、ちょっと心配だったのですから、その辺をきちんと整理されてやっているのかどうなのか、そこだけお伺いさせてください。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） あくまでも駅北観光商業ゾーンの人員については、先ほど言いました1名と、それから臨時の方が2名ということで、こちらは主に物販等を扱っていただいております。ただし、駅北観光商業ゾーンの指定管理の部分につきましては、人件費につきましても公的部門と、それから収益部門ということで7対3の割合でやっていただいているということもありますので、施設の維持管理等についても公的部門というところの部分で駅北観光商業ゾーンの職員もその維持管理についてはやっていただいているという状況になっております。ただ、施設が小さいですので、観光協会の職員もおりますので、若干狭いというところは否めない部分はありますけれども、そこはすみ分けをされているというところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老駅北観光商業ゾーンの指定管理の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 本日配付の議案第9号です。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和4年9月16日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字石山7番地57、氏名、玉井つや子、生年月日、昭和25年3月11日生まれ、72歳です。

続きまして、議9-2、履歴調書ですが、記載の学歴、職歴、公職歴及び団体歴につきましては朗読を省略させていただきます。

なお、公職中、平成25年10月から今回ご提案させていただいております白老町固定資産評価審査委員会の委員を継続しております。

続きまして、議9-3、議案説明でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員として玉井つや子氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 続きまして、本日配付の議案第10号です。白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月16日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町大町3丁目7番3号、氏名、熊谷貴洋、生年月日、昭和44年7月12日生まれ、53歳です。

続きまして、議10—2、履歴調書ですが、記載の学歴、職歴及び民間団体歴については朗読を省略させていただきます。

なお、公職中の平成26年10月から今回提案させていただいております白老町教育委員会委員として継続しております。

続きまして、議10—3、議案説明です。白老町教育委員会委員として熊谷貴洋氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎報告第8号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、報告第8号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第8号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎報告第9号 教育行政事業執行状況報告書（令和3年度対象）  
の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第15、報告第9号 教育行政事業執行状況報告書（令和3年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第9号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（松田謙吾君） 日程第16、認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上8議案を一括議題に供します。

本件については、9月9日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会吉谷一孝委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

(1)、認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

(2)、認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について。

(3)、認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

(4)、認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について。

(5)、報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

(6)、報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

(7)、報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

(8)、報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

令和4年9月6日再開の白老町議会定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月13日、14日及び15日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

(1)、認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

①、令和3年度白老町一般会計歳入歳出決算。

②、令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。

③、令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

④、令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。

⑤、令和3年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

⑥、令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。

⑦、令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2)、認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(3)、認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(4)、認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(5)、報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(6)、報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。  
報告済みとすべきものと決定。

(7)、報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(8)、報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありました。

この委員会報告について何かご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけですが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 賛成多数、反対、森議員、大淵議員。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第2号から報告第3号、報告第4号及び報告第5号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第3号、報告第4号及び報告第5号について一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、議員行政視察等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第18、意見書案第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

#### 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

#### 記

1. 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること
3. 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時14分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎意見書案第8号 急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第19、意見書案第8号 急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）

コロナ危機によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるなか、物価の高騰が襲いかかり、暮らしと営業に深刻な影響を及ぼしており、緊急の経済対策が求められている。

電気代、ガス代、食料品などの生活必需品が前年同月に比べて値上がりが続き、中小企業は原材料の急速な値上がりにより経営が圧迫され、農業関係者も肥料価格の高騰に直面している。民間信用調査会社の帝国データバンクが上場主要食品メーカー105社の2022年以降の価格改定計画（実施済み含む）を調査した、年内に2万品目を超えると推測され、価格改定率も平均で14%の値上げとなるといわれている。

あらゆる分野で急激な物価高が襲っているもとで、世界の90を超える国・地域で消費税（付加価値税）の減税が実施・予定されているなど、抜本的な対策が検討されている。国会においては、深刻な実態に見合った「物価高対策」として、暮らしと営業を守る経済対策を次のように実施することを強く要請する。

記

1. 消費税納税困難事業者に対する減免措置を実施すること
2. 生活困窮者への給付金は住民税非課税世帯に限定せず、対象を拡大すること
3. 中小企業への持続化給付金と家賃支援給付金を再支給すること。あわせて、過剰債務を軽減・免除する仕組みをつくること
4. 政府の判断で実施できる輸入小麦の価格を引き下げること
5. 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げること

6. 年金の減額、後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げをやめること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第20、意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などのリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が

最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国会及び政府においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

1. 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと
3. 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること
4. 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること
5. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること
6. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること
7. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること
8. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること
9. 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること
10. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第21、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、災害時の避難所施設（学校・民間施設等）の状況について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
- 6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 8、調査結果。

本委員会は、災害時の避難所施設（学校・民間施設等）の状況について、担当課から説明を受け現地調査を行い避難所等の現状と課題を把握し、分科会において北海道栄高等学校との懇談を行うなど所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

現状。

- (1)、津波浸水想定について。

北海道から令和3年7月に「新たな浸水想定」が公表され、本町は、前回の浸水想定よりも町内各地域の平均で最大津波高は85センチメートル高く、第1波到達時間も6分早まり、浸水域人口は約4,000人増加し、1万4,467人となっており、同年10月には「津波災害警戒区域」に指定されている。

- (2)、避難所の指定状況について。

津波災害時における指定緊急避難場所は46か所で、収容人数が9,300人としているが、そのうち津波浸水域外に位置する施設は6か所のみで2,336人の収容人数であり、「新たな浸水想定」により1万2,131人も避難所収容人員の不足が生じている。

(3)、備蓄倉庫及び備蓄品について。

備蓄倉庫は、町内10か所のうち8か所が浸水区域内になっており、設置場所の移設等の検討、さらには浸水域人口の増加によりアルファ米等の備蓄品も含め町災害時備蓄方針の変更も必要となっている。

(4)、災害協定の状況について。

協定の締結状況は、食料・生活物資の支援等の種別により現状で74機関となっており、引き続き各種の災害に応じて協定団体を増やすなど対策を講じている。

(5)、防災マップ及び津波避難計画について。

町は新たに示された津波浸水区域を掲載するなど防災マップを改正し本年4月より町民及び関係機関等へ配布している。

また、避難計画は、津波到達時間や避難行動開始時間の変更、さらには「避難困難地域」の指定など早期の被害想定基準の見直しが必要とされている。

(6)、指定緊急避難所の状況について。

町が指定する避難場所では、避難行動で重要な誘導看板など老朽化しているものから更新するなど課題の把握に努め、民間施設においても施設管理者との協力関係が得られており、おおむね官民の連携強化も図られている。

しかしながら、各地域での実際の避難ルートの確保や町民が避難場所へ向かう誘導等の強化、さらには避難困難地域を含めた早期の対策が必要とされている。

委員会意見。

これら災害時の避難所施設（学校・民間施設等）の状況を調査した結果、本委員会では、北海道から「津波災害警戒区域」に指定される中、町の防災マップ及び津波避難計画の現況を踏まえ、議会の役割をもって、町民の生命を守るための災害時の避難所施設の確保や手段等を捉え、将来への展望・取組を明確にしていくことが必要であるとの意見がまとめられた。具体的な意見としては、次のとおりである。

(1)、避難行動計画の見直し、地域住民に対し、防災マップを活用した各地域での避難訓練や勉強会の開催等により、さらなる防災意識の高揚を図ること、また、町は避難誘導サインの定期的な更新を進めるなど、効果的な情報発信の強化が必要である。

特に要支援者への対策の強化を含め、避難行動における問題等の状況把握と必要な整備の検討方針を示すべきであり、さらにはJR等との公共交通機関の連携・対策強化も図るべきである。

各地域での避難行動上における土砂災害警戒区域等の避難ルートの実態・課題等の把握を行い、必要な避難行動の再検証をすべきである。

これらを踏まえ、災害発生時の現実的な避難行動の実態と行動計画との整合性を図ることなど、実態に即した避難行動計画となるよう早期に見直すべきである。

(2)、避難所施設の整備方針。

今回の現地調査において、「北海道栄高校」では、胆振東部地震での対応状況等を踏まえ学校独自で避難者の受入れ環境の向上に努められており、特に当該地区から自家用車で避難するケ

ースが想定されていないため、施設管理者との協議や地域住民ニーズの把握など必要な改善に努めるべきである。

また、桜ヶ丘運動公園側からの避難を想定し、歩行者専用として既存ルートを生かして整備を検討するなど同校の立地条件などを踏まえ、白老鉄北地区の津波避難における誘導の「中心的な施設」と位置づけ、避難者の収容人員の拡充を図るべきである。

これら白老鉄北地区も含め町内全域において、学校・福祉施設等も含めた民間施設との連携強化を図り、避難困難地域の解消を優先とし、今後想定される公共施設整備の防災拠点としての位置づけや地域によっては津波避難タワー等の必要な避難所の確保など、さらには無電柱化等の減災のための整備の在り方も含め中長期的な整備方針を示すべきである。

### (3)、備蓄倉庫・備蓄品及び災害協定の充実。

「新たな浸水想定」により発生した浸水エリアに設置される備蓄倉庫を移設し早期の解消を図り、新規の備蓄倉庫の設置も含め充実を図るべきである。

また、防災備品についても暖房に調理機能も備えたガスヒーターなど実用性を考慮した効果的な備蓄品の配置を図るなど、早期の備蓄方針の見直しと定期的な備蓄品の更新に努めるべきである。

さらには、必要な関係機関との災害協定の締結を拡充し、引き続き災害時での効果的な対応及び的確な避難者等への支援の対策を充実すべきである。

### 9、総務文教分科会。

総務文教分科会は、北海道栄高等学校との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、新型コロナウイルス感染症や高齢化の影響を捉えた白老町の高齢者の実態と対策について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、担当課の説明を受け新型コロナウイルス感染症や高齢化の影響を捉えた白老町の高齢者の実態と対策についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

コロナ禍における白老町の高齢者の実態について。

コロナ禍による長期間の活動自粛が高齢者に与えた影響を把握するため、町では健康体操とストレッチ教室に参加されている方を対象にアンケート調査を実施した。119名の方に回答いただき、「外出する機会が減った」、「横になる、座っている時間が増えた」と回答された方が多く、

この活動低下の影響と思われる「忘れっぽくなった」、「歩く速さが遅くなった」という回答も多く見られた。

地域包括支援センターへの相談件数はコロナが流行する以前と比較し、転びやすくなったなどのフレイル関連が急激に増え、要支援1の新規認定者数が令和元年度と比較して令和3年度に倍増した。今年度は既に昨年を大幅に上回るペースで認定されており、コロナの影響によりフレイルに陥っている方が増えていることがうかがえる。

コロナ以前はフレイルの評価基準5項目のうち2項目に該当のプレフレイルの状況にあった方がコロナによる活動自粛の影響で全項目に該当しフレイルに陥った事例があるが、医療や介護サービスの適切な利用により3項目の該当まで改善し健康な生活を取り戻すことにつながったため、きめ細やかなフレイル予防重症化予防に取り組むことが重要である。

コロナ影響下におけるフレイル予防の取組。

コロナ禍の活動自粛が高齢者に与えている影響の現状を踏まえ、以下の3つを重点にフレイル予防に取り組んでいる。

1. 感染予防対策を講じた上で通いの場をできるだけ休止しないで継続して実施し、フレイル予防につなげる。

2. 地域見守りネットワークや生活支援コーディネーター、コミュニティナースなどの社会資源を有機的に連携させ、地域での見守りを継続する。

3. 介護予防・重症化予防のための支援として、フレイル予防に関する情報提供を積極的に行うほか、個別のケースにきめ細やかに対応する。

委員会意見。

急速な高齢化に加え、コロナ禍による外出自粛、各種会合や健康事業の中止により、フレイルの増加傾向が報告されている実態を踏まえ、委員会として以下のとおり意見をまとめた。

第1に、コロナ禍におけるフレイル対策の切実性を捉えた予算措置と体制強化が求められる。人材確保への支援や包括支援センター、訪問看護ステーションや社会福祉協議会、町立病院などとの一層の連携を図る必要がある。

また、生活支援コーディネーターなどの制度活用や、コミュニティナースなど、フレイル予防の主体者育成を重視すべきと考える。

第2に、事業の検証とさらなる成果の向上に注力すべきである。具体的には、固定電話がない世帯でも緊急通報システムを利用できるような配慮や、サロンなどの集いの場の開設への活動や感染予防対策への支援の必要性があると考えられる。また、パークゴルフなど、白老の社会資源を活用した多彩な展開をしてはという建設的意見も出された。

こうした事業形成の際には、介護度の悪化事例などの具体を捉え、分析し政策に反映させていくべきである。

新型コロナウイルス感染拡大防止の趣旨は十分理解でき、その渦中にありながらも可能な限り事業を推進する担当課、職員の尽力は評価する一方、各種健康対策事業の重要性を再認識しつつ、感染対策指針に基づいて万全を期し、事業の実施に一層邁進されることを求めるものである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会懇談会の実施に関する事項。(2)、小委員会、①、議会懇談会の企画及び運営に関する事項、②、広報及び広聴の調査・研究に関する事項、③、議会広報の編集及び発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会広聴の企画・運営及び実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

①、議会懇談会の実施。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を見合わせてきた議会懇談会を、開催方法などを見直し、感染症対策を講じた上で実施することとした。

(2)、小委員会。

①、議会懇談会の企画及び運営。

町内2校の高校生との懇談会実施に向け、企画・調整を行った。

②、議会広報広聴活動の充実。

議会の広報広聴活動の改革を進めるに当たり行った、「議会だより・議会中継・議会ホームページ」についてのアンケート調査結果を基に、広報広聴活動の充実に向け検討を進めることを確認した。

③、議会広報の編集・発行。

議会だより第180号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何かご質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第22、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長

から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

また、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分に理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただきたく、お願いをいたします。

---

### ◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第23、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、9月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日9月17日から明年1月5日までの111日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、明日17日から明年1月5日までの111日間を休会とすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫